相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区東大泉五丁目五二八番地、最後の住所埼玉県富士見市鶴瀬東二丁目一九番六―一〇四号　被相続人　亡　仲島　陽一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

埼玉県川越市脇田本町一五―二二　ニューパレスビル別館四階　川越駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県東白川郡矢祭町大字東舘字石田一七番地、最後の住所東京都渋谷区初台二丁目九番一四―三〇二号

被相続人　亡　青砥　利憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目一三番三号興和日本橋ビル二階倉持法律事務所

相続財産管理人　弁護士　倉持　政勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蕨市南町三丁目五五七五番地、最後の住所東京都練馬区大泉学園二丁目二六番二八号社会福祉法人東京雄心会

被相続人　亡　瀧内　昭雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

東京都新宿区四谷一丁目二二番地五ＷＥＳＴＡＬＬ四谷ビル四階山崎総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北代八重子

（登録姓　石田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区荒川一丁目二番地、最後の住所東京都荒川区東日暮里一丁目七番四号

被相続人　亡　小島　芳男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

東京都中央区銀座五―一四―八銀座ワカホビル四Ｆクラース銀座法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大澤美穂子

（登録姓　坂田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県西蒲原郡吉田町大保町一〇九一番地の七、最後の住所新潟県西蒲原郡吉田町大保町一六番二号　被相続人　亡　近嵐　清志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

事務所新潟県燕市本町一丁目五番一号

相続財産管理人　司法書士　亀山　克司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市岩村田三二五九番地、最後の住所長野県北佐久郡御代田町大字御代田四一〇八番地一三七四きらく苑

被相続人　亡　山崎あ〻の

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

事務所長野県佐久市岩村田一一四二番地三

相続財産管理人　依田　清人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯山市大字静間一九四二番地、最後の住所長野県飯山市大字静間一九四二番地一

被相続人　亡　上原　昭紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

長野県中野市西一―一―一信州中野駅ビル三階

相続財産管理人　弁護士　徳竹　一臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区清川一丁目一五番地三、最後の住所静岡県伊東市吉田九六七番地の二二

被相続人　亡　小山　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

事務所静岡県沼津市御幸町一七番一〇号あさひ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南條　潤

事務所静岡県駿東郡長泉町下土狩一二九一番一号　第二古谷ビル二〇二　おぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荻　大祐

事務所静岡県沼津市共栄町一四番地の三福信第二ビル一階　ひとすぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　一杉　泰博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県刈谷市小垣江町塚越一一番地一、最後の住所愛知県刈谷市東刈谷町一丁目八番地一〇センチュリーコート二〇八号

被相続人　亡　黒川　惠司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

愛知県安城市御幸本町一一番二七号第二大嶽ビル三階

相続財産管理人　弁護士　深津　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市灘区宮山町二丁目二一番地、最後の住所京都市右京区太秦面影町二〇番地二一　被相続人　亡　森山　佳津

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

京都市中京区烏丸通御池上ル　ヤサカ烏丸御池ビル五階　けやき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅井　亮

第66期決算公告

平成28年11月16日

青森県八戸市小中野八丁目17―17

株式会社　丸　吉

代表取締役社長　川村　嘉朗

貸借対照表の要旨（平成28年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,806,050
	固定資産	884,220
	合計	2,690,270
負債及び純資産の部	流動負債	2,125,519
	固定負債	97,190
	株主資本	467,561
	資本金	83,000
	利益剰余金	384,561
	利益準備金	35,000
	その他利益剰余金	349,561
	（うち当期純利益）	（54,476）
	合計	2,690,270

第6期決算公告

平成28年11月16日

広島県福山市沼隈町大字常石1083番地

ツネイシパートナーズ株式会社

代表取締役　芦田　琢磨

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	106,903
	固定資産	9,102
	合計	116,006
負債及び純資産の部	流動負債	3,692
	固定負債	―
	株主資本	112,313
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	12,313
	その他利益剰余金	12,313
	（うち当期純損失）	（5,552）
	合計	116,006

第41期決算公告

平成28年10月22日

鹿児島県薩摩川内市中郷町2340

株式会社ハートフル

代表取締役　知識　公洋

貸借対照表の要旨

（平成28年7月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	460,445
	固定資産	738,464
	合計	1,198,909
負債及び純資産の部	流動負債	1,073,292
	固定負債	16,715
	株主資本	108,902
	資本金	55,000
	利益剰余金	53,902
	その他利益剰余金	53,902
	（うち当期純利益）	（10,195）
	合計	1,198,909